

立憲民主党自治体議員ネットワーク 規約

第1条（目的）

立憲民主党のさらなる発展のため党所属自治体議員同士が交流し、草の根民主主義を標榜する政党の自治体議員としての政策を磨き、立憲パートナーズをはじめ市民との連帯の最前線で活動するための資質向上に取り組むことを目的とする。なお、同党規約で定める「自治体議員団」とする。

第2条（名称）

名称は、「立憲民主党自治体議員ネットワーク」とする。

第3条（会員）

立憲民主党所属の自治体議員および次期自治体議員選挙の公認候補予定者とする。なお、同党の理念・政策に賛同し、各自治体議会と連携する無所属議員・候補予定者をオブザーバーとすることができる。

第4条（役員）

代表1名、副代表若干名、幹事長（事務局長兼務）1名を置く。必要に応じ、幹事長の業務を補佐する役職を若干名設けることができる。任期は、次期年次総会までとする。ただし、再任を妨げない。補充が必要な場合は、運営委員会で選出することができる。また衆議院比例選挙区ブロックを基本単位とし、各ブロックから2名の運営委員を選出する。

第5条（運営）

総会・全体研修会を年1回開催し、年間活動方針を定める。具体的な活動等については運営委員会で協議し、運営委員会の判断は委員の過半数の同意を持って決定する。

第6条（事務局）

事務局を党本部に設置する。

第7条（規約改正）

この規約は、総会参加者の過半数の同意を持って改正することができる。

附則：この規約は、2018年7月12日から運用する。

改正：第4条、第6条の一部を改正（2020年2月15日）